

国立大学法人和歌山大学費用計上基準に関する要綱

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程 第 94号

最終改正 令和 6年 3月26日

(目的)

第1 国立大学法人和歌山大学（以下「法人」という。）における業務費及び一般管理費の費用計上区分について、国立大学法人会計基準によるほか、この要綱によるものとする。

(物件費の予算単位別の目的区分)

第2 各予算単位の物件費における業務費及び一般管理費の区分は、別表1のとおりとする。

(光熱水費等の予算単位別費用計上区分の方法)

第3 光熱水費の予算単位別費用計上区分について、次のとおりとする。

(1) 複数の予算単位にまたがっていない建物で、請求書やメータ等で使用量が確認できる場合は、当該建物を管理している予算単位の区分とする。

(2) 複数の予算単位にまたがっている建物で、請求書や子メータ等で使用量が確認できる場合は、当該使用量により各予算単位に按分する。

(3) 複数の予算単位にまたがっている建物で、請求書や子メータ等で使用量が確認できない場合は、予め調査した予算単位別の面積按分により区分する。但し、当該建物に対する占有面積が10%未満の場合及び共用部分は建物等の管理している予算単位部局に含める。

2 光熱水費を除き、1つの建物で複数の予算単位にまたがる費用は、面積按分等、合理的な方法で各予算単位に区分するものとする。但し、当該建物に対する占有面積が10%未満の場合及び共用部分は建物等の管理している予算単位部局に含める。

(光熱水費の目的別費用計上区分の方法)

第4 光熱水費の目的別区分は、予め調査した建物内場所毎の面積按分により区分するものとする。

(人件費の予算単位別区分)

第5 各予算単位の人件費区分は次のとおりとする。

(1) 教員人件費については、発令部局により区分することを原則とし、附属施設等に兼任もしくは併任発令されている場合は、主とする所属部局に計上する。

(2) 職員人件費については、発令部局により区分することを原則とする。

(人件費の目的別区分)

第6 人件費の費用計上区分について、次のとおりとする。

(1) 法人が雇用する者で、TA、RA、教員の補助を目的とする臨時職員、アルバイト等は教員人件費に計上する。

(2) 法人が雇用する者で、職員の業務補助を目的とする臨時職員、アルバイト等は職員人件費に計上する。

(3) 国立大学法人和歌山大学組織規則第3条、第4条及び第5条に定める学長、理事及び監事は、役員人件費に計上する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

費用計上基準に関する要綱

附 則（平成17年5月2日一部改正：法人和歌山大学規程第430号）

この改正要綱は、平成17年5月2日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、改正後の第2第1項第2号の紀南サテライト部に関する規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年5月10日一部改正：法人和歌山大学規程第520号）

この改正要綱は、平成18年5月10日から施行し、平成18年4月28日から適用する。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第631号）

この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月1日一部改正：法人和歌山大学規程第692号）

この改正要綱は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第768号）

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日一部改正：法人和歌山大学規程第811号）

この改正要綱は、平成20年6月30日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1065号）

この改正要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年11月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1161号）

この改正要綱は、平成22年11月26日から施行し、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成23年3月18日一部改正：法人和歌山大学規程第1197号）

この改正要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1282号）

この改正要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1420号）

この改正要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1504号）

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1581号）

この改正要綱は、平成26年12月19日に施行し、平成26年11月28日から適用する。

附 則（平成27年3月20日一部改正：法人和歌山大学規程第1643号）

この改正要綱は、平成27年3月20日に施行し、平成27年3月10日から適用する。

附 則（平成27年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1648号）

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1792号）

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1934号）

この改正要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月8日一部改正：法人和歌山大学規程第1998号）

この改正要綱は、平成29年8月8日に施行し、平成29年5月1日から適用する。

附 則（平成29年11月24日一部改正：法人和歌山大学規程第2004号）

この改正要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2055号）

この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2070号）

この改正要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2151号）

この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2268号）

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2447号）

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2566号）

この改正要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2659号）

この改正要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2742号）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

費用計上基準に関する要綱

別表 1 (第 2 条関係)

予算の単位	費用計上区分
教育学部	教育経費・研究経費・一般管理費
経済学部	
システム工学部	
観光学部	
社会インフォマティクス学環	
附属小学校	教育経費
附属中学校	
附属特別支援学校	
紀伊半島価値共創基幹	教育経費・研究経費
イノベーションイニシアティブ基幹	教育経費・研究経費
アントレプレナーシップデザインセンター	教育経費・研究経費
産学連携イノベーションセンター	研究経費
国際イニシアティブ基幹	教育経費・研究経費
教育機構	
教養教育部門	教育経費
キャリア教育・支援部門	教育経費
データ・インテリジェンス教育研究部門	教育経費・研究経費
学術情報センター (図書館を含む)	教育経費・研究経費 ・教育研究支援経費
Well-Being 機構	
キャンパスライフ・健康支援センター	教育経費
事務局等	
企画課	教育経費・研究経費・一般管理費
総務課	
人事労務課	
財務課	
施設整備課	
学務課	教育経費
入試課	
学生支援課	
研究・社会連携課	教育経費・研究経費
国際交流課	教育研究支援経費
学術情報課	